

三菱地所グループ 木材調達ガイドライン

三菱地所は「三菱地所グループ環境基本方針」において「自然調和型社会形成への寄与」を宣言し、生物多様性に配慮し、自然と調和した魅力あふれるまちづくりを通じて、新たな価値創造や環境との共生に努め、自然調和型社会の形成に寄与することを目指しています。

三菱地所グループでは木造住宅の建築、建築資材としての木材・木材製品の製造や販売など木材に関わるバリューチェーンの上流から下流まで携わっています。

三菱地所グループ木材調達ガイドライン（以下「本ガイドライン」という）は三菱地所グループが自らのバリューチェーンで実施する木材調達において、森林の非破壊・非減少・自然生態系の保護を図るために、上記指針に基づき制定するものです。

本ガイドラインの対象範囲は三菱地所グループ全て、また対象となる活動は建設用の木材・木材製品の直接調達とします。

制定：2023年7月

1. 法令順守

- ・伐採国・地域における法令の遵守を徹底します。

2. 森林破壊ゼロ・土地転換ゼロ（DC Free）

- ・2020年以降の自然林および重要な自然生態系の他用途への転換による木材の調達を禁止します。
- ・保護価値の高い場所（HCV）を毀損することを禁止します。
- ・2019年以前に深刻な自然林転換があった場合は、環境面・社会面において必要な補償の実施徹底を求めます。

※DC Freeとは……Deforestation and Conversion Freeの略。

=「森林破壊ゼロ・土地転換ゼロ」を意味します。

※HCVとは……High Conservation Valueの略。

社会的、文化的、環境的に重要な場所を特定し、その生態的、社会的価値を維持し、木材生産の持続可能性を保証するために生み出された概念。

参照；FSC / 高い保護価値(HCV) <https://jp.fsc.org/jp-ja/HCVs>

3. 森林商品バリューチェーン

- ・原産地までのトレーサビリティの確保を目指します。
- ・国産材を含む違法伐採リスクが低いと判断される国で生産される木材のみを調達します。

※Preferred by nature が提供する国別森林リスク評価による低リスクスコア 91 以上

<https://sourcinghub.preferredbynature.org/explore-countries/aDB0X000000k9bSWAQ/>

・国際的に信頼性の高い認証等を積極的に活用します。

※具体的に FSC 認証ほか、ISEAL Alliance の規定に準拠している (Code Compliant) ことが認められている認証を指します。

https://www.isealalliance.org/iseal-community-members?field_code_compliant=1

・サプライチェーンを通じて、「三菱地所 人権方針」に則り、国際労働機関 (ILO) の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等の人権に関する国際規範で定義される人権を尊重し、労働安全衛生および労働者の人権が守られることを徹底します。

4. 地域社会・行政との関係

・取引先に対して、地域社会との関係や、地域住民の慣習的な権利に十分な配慮がされているか確認するよう求めます。

・先住民が存する地域において木材調達を行う場合、先住民の人権について「自由意志による、事前の、十分な情報に基づいた同意 (free, prior, and informed consent : FPIC) の原則」等の国際基準に則った配慮がなされているか確認するよう求めます。

・原産地の行政とも連携し、ランドスケープあるいは管轄区レベルで自然環境を保存・維持向上していくことを目指します。

5. ステークホルダー・エンゲージメント

・NGO や有識者などのステークホルダーとの対話を調達改善に役立てます。

・取引先には、地域住民、NGO、有識者や第三者機関など様々なステークホルダー・ライツホルダーと対話することを求めます。

6. 透明性と開示

・当社グループの森林調達におけるポリシーや取り組みについて、毎年ステークホルダーへの説明や開示を行います。

・当社グループにおける森林関連の取り組みについて、数値目標を設定して管理し、達成状況を毎年開示します。

以上